

相談対応としては、電話相談だけで一応完了するというのが過半数です。裁判所や病院と一緒に付き添って行く「直接支援」が、非常に増えてきている。

財政状況は、約42.6%が赤字です。小さな人口の所ほど地方自治体の助成に頼っている。逆に言えば、自分たちで会員を増やし、寄付金を増やすという努力が中々できない。我々としてもいろいろ資金づくりをしているのですが、一つご紹介しますと、「ホンデリング」と言いまして、古本を御寄附いただくと、その買取価格相当が私どもに寄附されるという仕組みです。御連絡いただくと、宅急便がその日中にも取りにまいりますので、非常に手軽に御協力いただけます。詳細は、<http://www.hondering.jp/>にもありますので、是非御活用いただければ有り難いと思います。

○ 課題

以上に加えて、大きな課題は、連携の問題です。犯罪被害者が真ん中にいて、支援をする人たちがそれを取り囲んで犯罪被害者支援をするという体制にしたい、すべきだと。ワンストップは物理的には難しいと思いますけれども、お互いの連携でそれを解決できるのではないかと。我々のセンターに相談に来られたら、連携はできる限りやろうとしていますけれども、県や市といったつなげた組織の中の更に関係する所までの連携というのは無理だと思いますので、是非各組織内での連携のことをお考えいただければ有り難いと思います。

また、いかに犯罪被害者の声を国民一人一人に伝えるか。100人は100人とも、「犯罪被害」のことは御存知ですが、「犯罪被害者」のことは御存知ではありません。決定的に違うことです。ですから、いかに犯罪被害者の声を届けるか。これが原点です。是非直接の声をお伝えいただきたい。我々に御要請があれば、可能な範囲で協力をさせていただきます。少しでも我々の活動を知っていただければ有り難いと思いますし、被害者のことを御理解いただくと有り難いと思います。

第3節

地方公共団体による犯罪被害者等への支援実施状況

第2次基本計画において、明示的に地方公共団体としての取組を求めているのは、上記、総合的対応窓口などの設置及びこれらにおける適切な連携体制の構築や情報提供のほかは、見舞金の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入（第1-2-(4)、施策番号15）、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされること（第1-3-(2)オ、施策番号27）及び男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害

者支援の取組が促進されること（第4-1-(2)、施策番号143、第2章P68参照）である。

他方、すでに述べたように、犯罪被害者等の生活環境との関わりから言えば、最も身近な公共機関である地方公共団体の果たすべき役割は、第2次基本計画に掲げられている諸施策にとどまらず、地方行政機能としてより基本的な施策の中にも犯罪被害者等支援の視点を盛り込むことが期待される。これに応じ、既に多くの地方公共団体において、国におけ

る基本計画や、これに基づく関係府省からの働きかけとは別に、条例の制定や計画・指針の策定により、当該地方公共団体としての総合的な施策の展開に取り組んでいる。

ここでは、条例・基本計画等の広がり状況、上記見舞金等の諸制度の導入状況及び住宅提供の取組状況について紹介する。

1 犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況等

平成25年4月1日現在、31都道府県・政令指定都市、332市区町村において条例が制定され、35都道府県・政令指定都市、24市区町村において計画・指針が策定されている。なお、岡山県では平成24年4月までに、秋田県では平成25年4月1日以降、県及び県内の全市町村において犯罪被害者等支援に関する条例が施行されるに至った。

他方、これら条例・計画等にどのような規定が盛り込まれているものかまとめたものが、以下の表である（より詳細な表について

はP211資料9-3参照）。一口に「条例」といっても、具体的な支援体制や支援内容まで掲げているものから、安心・安全条例等において特に地域社会で援護を必要とする対象者として掲げられている中に、高齢者、障害者、子どもに加え「犯罪被害者等」という単語を挿入したにとどまるような宣言的・抽象的なものまで、幅広い。今後引き続き、どのような条例・計画が、地域社会の中での犯罪被害者等を取り巻く環境改善のために実効性があるか、推移を見ていくこととする。

条例制定、計画・指針策定の状況（平成25年4月1日現在）

盛り込まれている施策等 地方公共団体 (制定・策定数/全体数)	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民 (市区町村民) の責務	連携協力 (含体制整備)	基本的施策								
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県 (39/47)	25	23	17	36	35	23	16	21	19	20	30	21	22
政令指定都市 (9/20)	8	8	6	9	9	3	4	1	6	5	7	3	6
市区町村 (349/1722)	145	199	151	289	204	83	81	84	52	67	92	43	68

2 見舞金制度等の導入状況

犯罪被害者等に対しては、犯罪被害給付制度等各種給付制度が存在しているものの、特に支給までの間の経済的負担の軽減の必要性が指摘されている。また、見舞金の給付や緊急に必要な資金の貸付等による地域社会からの支援は、犯罪被害者等の精神的被害軽減にも資することが期待できるといわれている。

かかる観点から、地方公共団体における犯罪被害者等に対する給付・貸付制度の導入促進を図っていくことが適当として、第2次基本計画の中にも、施策として盛り込まれているところである（第1-2-(4)、施策番号15）。

平成25年4月1日現在で、犯罪被害者等を対象とし得る見舞金の制度を導入しているの

は、政令指定都市では2市、普通地方公共団体としては84市町、貸付金の制度を導入しているのは、2県、7市区町である（なお、全国の全市区町村数は1,722。見舞金・貸付金制度導入状態の詳細は、P230資料9-5参照）。昨年度からは、12地方公共団体が新規に制度を導入している。

見舞金制度を導入している地方公共団体のうちには、最も早くには埼玉県蕨市が昭和43年、愛知県犬山市が昭和44年と、基本法制定より大分以前から制度を導入している例も見られるが、いずれの見舞金制度も死傷原因を犯罪被害に特化しているものではなく、同制度未導入の地方公共団体においても参考となると思われる。

見舞金制度は、犯罪被害者等にとれば、支給額を返済する必要がないことから、比較的に利用しやすい制度ではないかと推察されるが、全国86制度において、平成25年4月1日現在、実施例の合計は92件であった。制度はありつつ、まだ実施例がない原因としては、まだ、制度導入後間もない、制度の周知が不十分、支給対象となるような重大殺傷事犯が発生していない等が考えられる。

また、貸付金や金融機関への融資あっせん制度などについては、全国で9の制度がある中、実施例は下記の表のように8件にとどま

り、うち、5件が神奈川県に集中している。同制度についても、制度導入からの時期や、犯罪発生状況との関連を無視することができないが、そもそも犯罪被害者等にとって借りる実益がある制度となっているか、貸付条件や返済条件について、今後、各地の制度や運用の推移に注目していく必要がある。

制度実績状況

地方公共団体名	見舞金の実績	貸付金の実績
山形県	—	1件／ 300,000円
神奈川県	—	5件／ 2,485,615円
京都市	8件／ 2,400,000円	—
秋田県能代市	1件／ 300,000円	—
秋田県横手市	1件／ 300,000円	—
秋田県大館市	1件／ 100,000円	—
東京都杉並区	—	1件／ 100,000円
神奈川県秦野市	1件／ 100,000円	—
福井県越前市	1件／ 100,000円	—
愛知県犬山市	16件／ 2,080,000円	—
山梨県韮崎市	1件／ 100,000円	—
滋賀県大津市	6件／ 1,000,000円	—
滋賀県彦根市	3件／ 300,000円	—
滋賀県長浜市	4件／ 1,200,000円	—
滋賀県草津市	3件／ 500,000円	—
京都府福知山市	1件／ 100,000円	—
京都府舞鶴市	1件／ 100,000円	—
京都府宇治市	3件／ 300,000円	—
京都府城陽市	2件／ 200,000円	—
京都府京丹後市	1件／ 100,000円	—
大阪府松原市	22件／ 1,100,000円	—
兵庫県宝塚市	3件／ 300,000円	—
兵庫県たつの市	2件／ 400,000円	—
兵庫県明石市	4件／ 400,000円	1件／ 500,000円
兵庫県姫路市	6件／ 800,000円	—
岡山県総社市	1件／ 100,000円	—
合計	92件 12,380,000円	8件 3,385,615円

3 居住場所確保等支援状況

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことによって物理的に居住困難な状況になったり、耐え難い精神的な苦痛を受けることで居住ができなくなったり、その他犯罪等による被害に起因する様々な要因により転居を余儀なくされる者が少なくない。そうした犯罪被害者等にとって、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、安定した新たな居住先の確保が必要である。

かかる観点から、第2次基本計画においては、地方公共団体に対する居住場所の確保等

に関する啓発・情報提供に関する施策が掲げられており（第1-3-(2)オ、施策番号27）、以下の表のように、地方公共団体においても、公営住宅への入居に関して様々な配慮が行われている。

平成25年4月1日現在、公営住宅や借り上げ住宅への入居に関し、犯罪被害者等に特別の配慮をする何らかの制度を設けているのは、50都道府県・政令指定都市、128市区町村に認められる。

この配慮の中身としては、当該被害者等の

生活状況等が地方公共団体が定める入居要件を満たす場合の優先入居（抽選倍率の優遇，抽選なしの入居），入居要件の緩和，その他入居要件を満たさない場合でも一時使用を許可するなどであり，これら様々な配慮を複数組み入れた制度設計を行っている例も多い（地方公共団体における制度の詳細については，P236資料9-6参照）。

公営住宅等の入居に際しての配慮の状況

(制度あり)／全体数	抽選によらず入居	入居要件の緩和	抽選倍率の優遇	その他
都道府県 (39／47)	9	7	26	12
政令指定都市 (11／20)	4	3	6	4
市区町村 (128／1,722)	39	40	37	40

なお，特に都市部においては，優遇入居制

度はあったとしても，公営住宅の空きがなくして入居をさせることができない，又は空いた状況の公営住宅は，犯罪被害者等にとっても入居することが難しい環境や状態のものである等，需要と供給がかみ合わないこともまま見受けられるようである。このような問題点を回避する上で，近隣市町村や県の住宅状況を問い合わせたり，地元の不動産業界の協力を仰ぎ，民間賃貸住宅へのあっせん・紹介を行ったりする等，できるだけ犯罪被害者等のニーズに応えようとする取組が広がっている。また，県の協定に基づきあっせんした民間賃貸住宅についての仲介手数料を無料とする取組（神奈川県），賃料の一部補助（大阪府摂津市，兵庫県明石市，三木市，篠山市）といった独自の支援制度を設けている例もあり，今後，さらに地域の実情に応じた取組の広がりが期待される。